

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 28.11.25 第 192 回国会第 11 号

11 月 25 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

## 1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 63 号）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 64 号）

・金田法務大臣、盛山法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 逢坂 誠二君（民進）

- ・現在の債権法の下、日本の社会において契約や取引に混乱が生じているなど、現行法を早急に是正しなければならない状況にあるのか、また、本法案により今の社会の中での相当大きな問題を解決するための急を要する改正事項があるのか、法務省に伺いたい。

### 山尾 志桜里君（民進）

- ・一般論として、警備中の警察官が「土人」と発言をすることについて、人権擁護上の問題はありますか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・主たる債務者の配偶者を個人保証の制限の例外とする理由の一つとして、配偶者は経営状況を知りうる立場にあり、保証のリスクを把握できることを挙げているが、全ての配偶者が必ずしも事業を把握している訳ではなく、経営と家計が一体化することのリスクが高くなることを考えると、配偶者ならではの保護の必要性があるのではないか、法務省の見解を伺いたい。
- ・主たる債務者の配偶者を十分保護しないと、一つの家族が主債務も保証債務も負うことになり、子ども、介護が必要な親も含め犠牲になることを考慮すべきであり、このまま仕方ないとは到底思えないが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・保証人が、債務者の情報提供義務違反を理由に保証契約の取消しを求める場合、主たる債務者の財産や収支の状況等を保証人に情報提供しなかった旨を債権者が知り又は知ることができたかどうかを保証人が立証することは極めて難しく、主たる債務者の情報提供義務に関する規定は実効性がないのではないかと、法務省の見解を伺いたい。

### 階 猛君（民進）

- ・本法案第 465 条の 10 第 2 項に基づいて保証契約を取り消す際の保証人の立証責任を軽減するために、同条第 1 項

で主たる債務者が提供すべきとしている情報を、保証人が公証人に口授する事項に盛り込むべきと考えるが、法務省の見解を伺いたい。

- ・現在の金融情勢に鑑みると、本法案施行後に法定利率が年 3% を下回ることではなく、不法行為に基づく損害賠償請求者等にとって極めて酷であるとするが、法務省の見解を伺いたい。
- ・遅延損害金と中間利息控除を算定する際に用いる利率を同一にすべきではなく、遅延損害金については調達金利である貸出金利を、中間利息控除については運用金利である 10 年国債の金利を参照すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・公証人による意思確認手続の適用除外の対象を広く認めて個人保証を容認することは、保証人に頼らない融資慣行を確立しようとする社会の流れに反することになり、社会・経済の変化に対応するという債権法改正の目的と整合しないと考えるが、法務省の見解を伺いたい。

### 藤野 保史君（共産）

- ・約款における不当条項規制に関して、どのような約款条項が不当規制に該当するかリスト化して行う方法、例えば、フランスのようにブラックリストとグレーリストの 2 つに区分して、ブラックのものについては事業者側の反証を一切認めず、グレーのものについては事業者側に立証責任を負わせる方法などについて、法制審議会では議論されたのか、このような事業者側に立証責任を負わせる方法が採用されなかったのはなぜか、どのような団体が反対したのか、伺いたい。
- ・本法案第 548 条の 2 第 2 項では、みなし合意として認めるのは不当である条項を除外する旨の規定が設けられているが、いわゆる「不意打ち条項」についても、この規定で対応できるのか、伺いたい。
- ・定型約款に関する規定の解釈に関して、狭い解釈を希望する事業者側とのせめぎあいがあるが、消費者の立場に立った厳格な解釈が行われるようにしていくことについて、法務大臣の決意を伺いたい。

## **木下智彦君（維新）**

- ・本法案において、事業用融資の個人保証の制限の例外として公正証書を要することなく保証契約を締結できる対象を「経営者等」としているが、経営者の概念に理事や取締役等を広く含めることとなった理由について伺いたい。
- ・不動産賃貸借契約を更新した場合、それに伴いその保証契約が自動的に更新・継続されることは、社会の実態に即したものであると考えているが、それを踏まえ、法制審議会での議論が不要であると判断されたのか伺いたい。
- ・社会の実態に即した内容を民法にも反映させてバランスをとることが重要であり、その手段として法制審議会に国会議員が参加することは意義があると考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。

## **吉田宣弘君（公明）**

- ・本法案で新設する、保証人に対して債権者が提供すべき主たる債務の履行状況等の情報提供義務について、具体的内容を伺いたい。
- ・本法案で、根保証契約における極度額の規定の対象を個人根保証契約一般に拡大することとした理由及び根保証契約における元本確定事由に関する規定の改正内容を伺いたい。
- ・本法案で、根保証契約一般における元本確定期日の規定が設けられなかったが、その事情を伺いたい。